

虐待防止のための指針

1、事業所における虐待防止に関する基本的な考え方

株式会社生天目組が運営する放課後等デイサービス goat では、障害者虐待防止法及び児童虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の目的の為、利用者に対する虐待の禁止、虐待の予防及び早期発見のための措置等を定め、すべての職員がこれらを認識し、本指針を厳守して福祉の増進に努める。また、施設内における虐待を防止するために、職員へ研修を実施する。

2、虐待防止委員会の設置

虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に、虐待防止委員会を設置する。虐待防止委員会は、利用者の安全と人権保護の観点から、適正な支援が実施され、利用者の自立と社会参加のための支援を妨げることがないように、定期的に又は適時、委員会を開催し、虐待の防止・早期発見に努める。

- (1) 委員会の委員長は管理者とする。
- (2) 委員会の委員は児童発達支援管理責任者及び児童指導員、その他必要とされる者の中で委員長が指名したものとする。
- (3) 委員会は年1回以上開催する。また、臨時に開催する必要がある場合は委員長が招集し開催する。
- (4) 委員会は、職員セルフチェックシートを毎月1回実施し、虐待の早期発見に努める。
- (5) 委員会の審議事項等
 - ① 基本理念及び行動指針等、職員への周知に関すること。
 - ② 職員の人権意識を高めるための研修計画の策定に関すること。
 - ③ 職場環境や支援に関する悩みを相談することのできる相談体制に関すること。
 - ④ マニュアルやチェックリストの作成に関すること。
 - ⑤ 職員の意識を高める掲示物等に関すること。
 - ⑥ 虐待発見時の対応に関すること。
 - ⑦ 虐待防止、早期発見、再発防止に関すること。
 - ⑧ その他人権侵害、虐待防止等に関すること。

3、虐待防止に関する責務等

- (1) 虐待防止に関する統括は統括責任者が行う。責任者は管理者とする。

- (2) 虐待防止に関する責任者は、本指針及び委員会で示す方針に従い、虐待の防止を啓発、普及する為に職員に対する研修等の実施を図るとともに、苦情解決体制の活用など日常的な虐待の防止等の取り組みを推進する。また、責任者は虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努めなければならない。なお、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報しなければならない。

4、虐待防止のための職員研修に関する基本方針

- (1) 職員に対する虐待防止のための研修の内容は、虐待等の防止に関する基礎的な内容等の適切な知識を普及・啓発するものであり、虐待の防止を徹底する。

- ① 虐待防止法の基本的考え方の理解
- ② 虐待の種類と発生リスクの事前理解
- ③ 発生した場合の改善策 等

- (2) 研修は、年2回以上実施。また、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施する。

- (3) 研修の実施内容については、研修資料・出席者等を記録し、紙面により保存する。

5、事業所内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針

- ① 職員等が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合、担当者に報告する。虐待者が担当者本人であった場合は、統括責任者に相談する。
- ② 担当者は、職員からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った当人に事実確認を行う。虐待者が担当者の場合は、統括責任者が担当者を代行する。また、必要に応じ、関係者からの事情を確認する。これら確認の経緯は、時系列で概要を整理する。
- ③ 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、当人に対する改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じる。
- ④ 上記の対応を行ったにも関わらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市町村の窓口等外部機関に相談する。
- ⑤ 事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯を踏まえ、委員会において当該事案がなぜ発生したかを検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知する。
- ⑥ 事業所内で虐待等が発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない婆であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて市町村に報告する。

6、虐待等が発生した場合の対応方針

虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処する。

また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

7、利用者等に関する当該指針の閲覧に関する基本方針

当事業所虐待防止のための指針は、利用者及び家族等が確認できるよう、当事業所玄関又はホームページに公表する。

附則 この規定は、令和6年10月1日から施行する。